

学習者用 iPad の端末貸与に関する Q&A

Q1 「GIGA スクール構想」とは何ですか。
A 文部科学省が提唱する「全国の児童生徒向けの1人1台端末と、学校における高速大容量のネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人取り残さず、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育を実現させる構想」です。
Q2 端末の利用について料金はかかりますか。
A 学習者用 iPad の端末は無償貸与です。 なお、ご家庭でのインターネット接続する場合ですが、すでに、家庭にタブレット端末やスマートフォンをインターネット接続できる通信環境がある場合は、学習者用タブレット端末を家庭の通信環境に接続することができます（接続の契約が無制限の場合、家庭における新たな通信料金の負担はありません）。 インターネット接続できる通信環境がない場合は、希望によって、モバイルルータ本体を、無償で貸し出すことができます。令和3年4月以降に各学校から案内があります。ただし、通信にかかる費用は各家庭で負担いただくこととなります。
Q3 端末はいつまで借りることができますか。
A 貸出期間は、今在籍している学校を卒業、転出する時までです。卒業や転出等、お子さんが通学する学校での在籍期間が終了する際に、学校へ返却してください。
Q4 端末の仕様や特徴について教えてください。
A iPad 第8世代 Wi-Fi モデルです。詳細は、Apple 社のホームページでご確認ください。
Q5 故障や破損、盗難の事由が生じた場合はどうすればよいですか。
A 速やかに学校に申し出てください。保険での対応になります。学校を通じて、修理等の手続、また代替端末の貸出を実施します。また、故障や破損と判断しても、修理をしないでください。 なお、盗難の被害にあった場合は、警察に届け出るとともに、学校に連絡してください。
Q6 端末をどのような学習場面で使用するのですか。
A 端末と、ロイノートスクール、G Suite for Education、ドリルパーク等の各種サービスやアプリケーション等を組み合わせるにより、これまでは実施することが難しかった学習に取り組むことができます。具体的な活用場面につきましては、別紙「1人1台の学習者用 iPad を活用した学びに向けた端末貸与について」の「学習イメージ」をご参照ください。また、新型コロナウイルス感染症や自然災害等による学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもたちの学びを継続させるためのツールとして活用します。
Q7 下校後は端末を学校で保管するのではなく、家庭へ持ち帰るのですか。
A 基本的には持ち帰りを前提とした運用を行うこととしています。実施開始の時期、頻度や内容については、児童生徒の発達段階や各校の教育ビジョンに基づき、学校から連絡します。子どもたちが端末をノートや鉛筆と並ぶ「学び」のツールの一つとして使いこなすための一貫した取組となります。
Q8 学校で端末の充電はできますか。
A 学校の教室内に端末を充電するための保管庫を兼ねた電源キャビネットが設置されます。
Q9 子どもが不適切なサイト等へアクセスしないか心配です。
A 有害サイト等へのアクセスを制限するため、一定のフィルタリング設定を行っています。 GIGA スクール構想による端末の利用に限らず、スマートフォンや SNS が子どもたちに普及する中、適切な情報モラルを身に付け、情報技術の利用に関する適切で責任ある行為規範に基づいた行動をとる資質・能力を高めることが社会全体に求められています。学校におきましても、そのような視点で、安全で安心な端末利活用に向けた情報モラル教育に取り組んでまいりますが、ご家庭におきましてもご協力をお願いいたします。

児童生徒1人1台端末（iPad）の利用に関する Q&A

Q1 子どもが勝手にゲームなどをインストールする心配です。アプリなどのインストール・アンインストールについて教えてください。
A Apple Storeなどは機能制限により使用できない状態としているため、個人でアプリをインストールすることはできません。 また、設定アプリやフィルタリングアプリについては、アンインストールができない状態に制限されています。教育委員会で承認しているアプリのみ、インストールが可能です。
Q2 ウィルスチェックなどはWebフィルタリングで行うとのことですが、どこで利用しても適用されますか。
A iPad本体にフィルタリングソフトをインストールしているため、学校や自宅などネットワーク環境がかわってもフィルタリングは適用されます。
Q3 子どものインターネット閲覧に関しては制限されていますか。
A 児童生徒のインターネット閲覧については、フィルタリングソフトにより制限をかけています。
Q4 SNSの使用は制限されていますか。
A SNSに関するアクセスはフィルタリングにより制限しています。
Q5 iPadに不正改造などがあつた場合はどのように把握できますか。
A 教育委員会で端末管理ソフトにより、全ての端末の状態を監視しており、不正な改造が確認された際は、端末管理ソフト側に警告として報告されます。
Q6 iPadを安全に使用するためにどのような機能がありますか。
A 端末管理ソフトにより、教育委員会で不必要と判断した機能について制限しています。また、iPadの状態監視や違反の検出などの機能により管理を行います。児童生徒のインターネット閲覧については、フィルタリングソフトにより制限をかけています。
Q7 OSやソフトウェアのアップデートはどのように行われますか。
A 教育委員会で遠隔操作によるアップデートを行います。
Q8 iPadの紛失や盗難があつた場合はどうなりますか。
A 紛失や盗難が発生した場合は、至急、学校に連絡をしてください。 学校からの連絡を教育委員会が受け、位置情報の確認や使用停止の作業を行います。
Q9 iPadを破損してしまった場合に保証はありますか。
A 故意や重過失を除いて使用場所を問わず保険の対象となります。ご自宅で破損した場合にはその時の状況などを詳しく学校に報告していただく必要があります。
Q10 iPadは「貸与」とのことですが、個人が保存していたデータはどのようになりますか。個人情報流出の恐れはないのでしょうか。
A 卒業前に個人で利用しているデータに必要なものはデータ移行のご案内をしています また、それ以外にiPadに残されたデータは、返却いただいた後に、教育委員会で端末の初期化を行います。また、リース期間が終了し業者に返却するものは、機器を物理的に破壊するもしくは上書き消去によってデータを復元不可能な状態にし、廃棄証明書等を発行してもらう契約を締結していることから個人情報流出の心配はございません。